

大阪市中心卸市場施設管理システム 用語集

用語	説明
中央卸売市場	「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいいます。 そのうち、「中央卸売市場」はその施設の規模が一定の規模以上であり、省令で定める基準に該当する卸売市場であって、農林水産大臣の認定を受けた卸売市場のことをいいます。大阪市中心卸売市場は、「大阪市」が農林水産大臣の許可を受け開設し、事業者への許認可や施設の維持管理、取引結果の公表などを行っています。
本場	大阪市福島区にある「本場（ほんじょう）」は、野菜、果実、水産物などを取り扱っている市場で、西日本で最大の中央卸売市場です。
東部市場	大阪市東住吉区にある「東部市場（とうぶしじょう）」は、野菜、果実、水産物などを取り扱っている市場です。
使用者	大阪市（開設者）から市場施設の使用許可を受けて、市場内で卸売や営業を行う個々の事業者（卸売業者、仲卸業者、関連事業者など）を指します。 ・卸売業者: 卸売業務を行う者で、生産者等から生鮮食品等を集荷し、せり売・入札等によって仲卸業者や売買参加者等に販売します。 ・仲卸業者: 市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた生鮮食品等を仕分けし、または調製して小売業者その他の買出人に販売する人たちです。 ・関連事業者: 市場において、市場機能の充実に資する業務または市場の利用者に便益を提供する業務（銀行、飲食店、加工品などの食料品販売業、梱包資材などの物品販売業、運送業、冷蔵庫業など）を行う人たちです。 ・施設使用者: その他、市場の運営上必要な業務を行うため施設を使用する人たちです。 ・行政財産等目的外使用者: 市場施設を、その本来の用途（行政目的）以外の目的で使うことについて、許可を受けて利用している人・団体のことです。
業種	使用者を上記の市場内での役割で分けたもの。 個々の事業者である使用者名とともに、卸売業者／仲卸業者／関連事業者／施設使用者の業種別に区分し、管理しています。
部別	卸売業者、仲卸業者が取り扱う品目には部類があり、青果部／水産物部／加工食料品部に区分されています。
取扱区分	卸売業者、仲卸業者が取り扱う品目は、部別の中で、さらに次の取扱区分に分かれています。 青果部・・・野菜、果物 水産物部・・・生鮮水産物、冷凍水産物、加工水産物、冷凍食品、魚肉入加工品 加工食料品部・・・漬物、みそ、乾物

大阪市中心卸市場施設管理システム 用語集

用語	説明
使用許可	卸売業者、仲卸業者、関連事業者などが市場内の施設（卸売場、仲卸売場、営業所など）を業務目的で使用するために、大阪市（開設者）から受ける許可のことです。 【業務条例／第54条_卸売場等の使用許可】 第11条第1項の許可[卸売業務の許可]を受けた者は、当該許可に係る卸売の業務に使用する卸売場（卸売の業務を行わせる場所として市長が指定する場所をいう。以下同じ。）及び附帯施設（第1条の目的を達成するために必要な施設をいう。以下同じ。）について、市長に使用の許可を受けなければならない。 【業務条例規則／第43条_卸売場等の使用許可の申請】 条例第54条第1項の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による卸売業者市場施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。 【業務条例／第56条_仲卸売場等の使用許可等】 【業務条例／第57条_関連事業に係る施設の使用許可等】 も上記同様 【業務条例／第58条_卸売業者等以外の者への施設の使用許可等】 市長は、市場の運営に必要があると認められる場合は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に附帯施設の使用を許可することができる。（＝施設使用者のこと）
施設使用許可申請	卸売業者、仲卸業者、関連事業者などが、営業に必要な施設（卸売場や事務所、倉庫など）を使用するために、大阪市（開設者）へ提出する申請手続きのことです。市場内の各施設は市が管理しているため、事業者はこの申請を行い、許可を受けることで初めて区画を使用することができます。 【上記、使用許可欄の各条2項】 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
施設使用許可	卸売業者、仲卸業者、関連事業者などが、施設使用許可申請を行った後、大阪市長から受ける許可のことです。 使用者には、施設の用途に沿った使用をすること、自己の費用で必要な管理を行うこと、使用許可を受けた時の状態に戻して返還することなどの義務があります。
区画	「営業や取引を行うために割り当てられた特定の場所（店舗）」という意味合いで、仲卸業者や関連事業者などの「店舗・売り場スペース」や、本場業務管理棟の「事務所スペース」などを指して言います。
工作物	市場で営業する仲卸業者や卸売業者が、使用許可を受けた施設に対し業務のために設置する、いけす、冷蔵・冷凍設備、荷役用の機械などを指します。また、現状を変更（間仕切り変更や電気配線の変更など）する場合も同様に、必ず事前に市長の承認を受けて工事を行わなければなりません。

大阪市中心卸市場施設管理システム 用語集

用語	説明
工作物申請	使用者が、使用許可されている店舗や倉庫などの施設に、工作物の設置（冷蔵庫や空調機器の設置等）や模様替え（壁の撤去や内装工事等）（＝原状変更）を行う際、事前に市長へ設計図面等必要書類を添えて提出する許可申請のことです。市場の安全や衛生基準を維持するため、無断で工事を行うことはできません。また、設置・変更の工事完了後は、遅滞なく完了検査を受ける必要があります。 【業務条例／第60条_原状変更の禁止等】 使用者は、市規則で定めるところにより市長の承認を受けなければ、市場施設に工作物を設置し、又は市場施設を模様替する等その原状に変更を加えてはならない。 2 前項の承認を受けた者は、市場施設の原状変更に係る工事の完了後、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。 【業務条例規則／第49条_原状変更の承認申請】 条例第60条第1項の承認を受けようとする使用者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による承認申請書に設計図面、仕様書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
完了検査	使用者が、市長の許可を受けて市場内の区画（店舗）に工作物を設置したり、改装や模様替え（原状変更）を行ったりした場合、工事完了後に遅滞なく市長へ届け出て受ける検査です。
施設返還	施設使用許可を受けた施設等を大阪市に返還することをいいます。原則として施設を原状に回復して返還する必要があります。 【業務条例／第62条_使用許可の取消しその他の規制】 市長は、市場施設の整備、業務の監督、環境の保全その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、市場施設の使用許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずることができる。 【業務条例／第63条_市場施設の返還】 使用者の死亡、解散、廃業その他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、遅滞なく、その旨を申し出て、市長の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に回復した上、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市場施設を現状のまま返還することができる。

大阪市中心卸市場施設管理システム 用語集

用語	説明
原状回復	使用者が、施設使用許可を受けた施設を返還する際に、自ら設置した設備（冷蔵庫、空調機器等）や内装を使用者の負担で撤去し、借り受けた当初の状態（原状）に戻す義務、またはそのための工事のことを指します。 施設を返還（退去）する際は、施設を原状に回復して返還しなければならないと定められていますが、設置された工作物を次の施設使用者がそのまま使用し、原状回復の義務も次の使用者が負う場合など、あらかじめ大阪市長の承認を受けた場合に限り、現状のまま返還することが認められことがあります。 【業務条例／第63条_市場施設の返還】 使用者の死亡、解散、廃業その他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、遅滞なく、その旨を申し出て、市長の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に回復した上、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市場施設を現状のまま返還することができる。
保証金	市場で卸売業者や仲卸業者などが営業を行うにあたり、施設の使用や債務の担保を目的として市に預け入れるお金です。一般的な商業用物件の「敷金」や「保証金」に似た役割を持ちますが、市場の業務を行う事業者としての資格を失った場合や、施設の使用をやめた際には、残債がないことを確認（残債がある場合は、未収金への充当）後、保証金は精算（返還）されます。
使用料	施設を使用する卸売業者、仲卸業者、関連事業者などが、大阪市（開設者）へ支払う料金を指します。施設の面積に応じて発生する「施設使用料」、各月の売上によって変動する「売上高割使用料」のほか、実需者負担として施設使用に伴う光熱水費を「維持料」として徴収します。
施設使用料	売場、事務所などの「使用許可面積」に応じて毎月支払う料金です。区画の用途（卸売場か仲卸売場かなど）によって平米あたりの単価が定められています。
売上高割使用料	卸売業者が市場内で取り引きした水産物や青果などの取扱高（売上高）に応じて、大阪市（開設者）に支払う料金のことです。卸売業者の施設に係る使用料は、面積割と売上高割で構成されています。 仲卸業者については、各仲卸業者が卸売業者以外から直接仕入れた水産物や青果があれば、その仕入高に応じて、使用料が計算されます。
維持料	施設の利用者が、施設使用料とは別に支払う光熱水費などの費用のことで、電気代、水道代のほかに維持管理にかかる費用が含まれます。 ・内訳:電気、水道、工業用水道、下水道などの使用料 ・算出方法:各施設や店舗に設置されたメーターの計測値に基づき、毎月算出・請求されます。 ・納付ルール:原則として前月分を毎月25日までに大阪市へ納付する仕組みとなっています。
検針	施設の利用者が使用した電気（従量電灯・低圧電力）、水道（上下水道・工業用水）の使用量を定期的に計測・確認する業務を指します。市場は非常に大きな一つの敷地内に多数の事業者が入居しているため、大阪市が一括で各インフラを供給し、各メーターごとの使用量を検針して各使用者へ使用料を請求しています。 本場・東部市場には「集中自動検針装置」が導入されており、システムで正確かつ効率的にデータ収集を行っており、各使用者が支払うべき電気料金・水道料金などの算出根拠として使用しています。

大阪市中心卸市場施設管理システム 用語集

用語	説明
架空メータ	現行のシステムで運用しているメータの種類であり、実体のないメータです。いくつかのメータ（参考または直参）を加算（または減算）することで、見かけ上のメータとして扱っています。
参考メータ	現行のシステムで運用しているメータの種類であり、自動検針装置からの使用量読み込みを行なう、実体のあるメータです。ただし、使用量は架空メータの計算に用いられ、メータ値を直接請求するメータではありません。
直参メータ	現行のシステムで運用しているメータの種類であり、手入力で使用量を登録する、実体のあるメータです。ただし、使用量は架空メータの計算に用いられ、メータ値を直接請求するメータではありません。
共用メータ	現行のシステムで運用しているメータの種類であり、実態のあるメータです。複数の使用者がいるため、使用量の按分をおこなない、計算に用いられます。
認定メータ	現行のシステムで運用しているメータの種類であり、メータ値の修正を行なう時の状態を指します。 ※ 新システムでは認定メータは廃止予定です。
行政財産使用許可	市場の土地や建物（行政財産）を民間事業者などが一時的または継続的に使用することを大阪市が許可する制度です。電柱や電線のほか、看板や携帯電話基地局などに使用許可をしています。 【大阪市財産条例／第6条_使用許可の期間】 法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用の許可(以下使用許可という。)の期間は、1年以内とする。ただし、電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他の埋設物を設置するため使用させるとき、その他財産管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 【地方自治法／第238条の4第7項_行政財産の管理及び処分】 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
減免	卸売業者、仲卸業者、関連事業者などが、大阪市に支払う施設使用料などの減額または免除を指す措置です。 『大阪市中心卸売市場業務条例』に基づき、市場の運営に資する共同業務を行う場合や、市長が「公益上の必要その他特別の事由」があると認めた場合に適用されます。 施設使用料のほかに、場内業者が市に預託する「保証金」についても減額や免除の対象となることがあります。 【業務条例／第65条_使用料の減免】 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が共同して市場の運営に資する業務を行うために市場施設を使用するとき (2) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

大阪市中心卸市場施設管理システム 用語集

用語	説明
滞納	卸売業者、仲卸業者、関連事業者などが、大阪市に対して支払うべき「施設使用料」や「光熱水費（電気・水道料）」などの納付を延滞し、未納である状態を指します。回収が困難な滞納者に対しては、分納誓約（分割払い）の交渉や、あらかじめ預託されている保証金との相殺を行います。 【業務条例／第55条4項_保証金】 前条[卸売場等の使用許可]第4項の保証金は、第64条第1項の使用料、同条第2項の電気、水道等の費用であつて市規則で定めるものその他の納付金の納付を遅延した場合においてこれに充当することができる。
督促	卸売業者、仲卸業者、関連事業者などが、大阪市に対して支払うべき「施設使用料」や「売上高割使用料」、「維持料（電気・水道料）」などの支払いを納期限までに行わなかった場合、大阪市（開設者）が行う納付の催告のことです。
調定	使用者に対して施設の使用料などの徴収すべき金額を算定し、市場の収入として内部的に決定する事務手続きを指します。 規定に基づいて使用料や各種手数料の金額を計算して確定し、納入通知書を発行します。
調定団体	本場・東部市場の仲卸業者、関連事業者が組織する同業者組合へ収納事務を委託しており、各同業者組合を調定の相手方として納入通知書を発行しています。多くの事業者は自身が加盟する各組合を通じて使用料を支払う仕組みになっています。
調定誤り	納入義務者に対して請求する料金を決定する事務（調定）に生じた間違いのことです。 調定誤りの主な原因として、算定ミス、適用の誤り（免除規定の見落としなど）、システム入力や手続きのミスがあります。
納入通知書	市場の施設使用料や保証金などの各種料金を大阪市に納付するために発行する公式な書類です。 各使用料等の納入義務者は、発行された納入通知書を使って、指定された金融機関（銀行など）の窓口で現金にて期限までに納付します。
収納	使用者から「施設使用料」や「維持料」を徴収する行政上の事務手続きを指します。
準公財務会計システム	「大阪市準公営企業財務会計システム」を指します。 中央卸売市場、建設局、大阪港湾局の3局によって共同運用・管理されており、該当する準公営企業の予算執行や支出管理などの経理事務を適切に行うための基幹システムです。 現行の施設管理システムでは、施設管理システムから出力したデータを準公システムで読み込み、納入通知書の発行や保証金返還のための振替伝票の起票等を行っています。

大阪市中心卸市場施設管理システム 用語集

用語	説明
決裁	本市の意思決定は、一般に、事案（に関して起案した文書）について意思決定につき権限を有する者（以下「決裁権者」といいます。）の決裁を得るという手続によって行われており、これを決裁制度といいます。 決裁すなわち意思決定については、公文書管理条例第4条において、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成して行わなければならないと規定し、公文書管理規程第15条において、事務担当者が意思決定の方針を起案し、意思決定に関与する者及び意思決定につき権限を有する者の決裁を受けなければならないと規定しています。具体的には、作成した起案文書に対して、原則として大阪市での汎用的な決裁システムである「文書管理システム」等の電子決裁機能を利用して、上司の承認を求める方法により行います。上司の承認を求める方法には、文書管理システム等の電子決裁機能を利用するほか、口頭による承認や、紙決裁の場合の押印、署名があります。 なお、文書管理システムについて、令和9年度中に新たな公文書管理サービスが稼働する予定ですが、本用語集作成時点においては新サービスの内容は不明です。 【公文書管理条例／第4条】 市の機関は、意思決定をするに当たっては、公文書（法人公文書を除く。以下この条及び次条において同じ。）を作成してこれをしなければならない。ただし、事案が軽微なものであるとき又は意思決定と同時に公文書を作成することが困難であるときは、この限りでない。 【公文書管理規定／第15条】 事案の意思決定を行うときは、事務担当者が意思決定の方針を起案し、決定関与者及び意思決定につき権限を有する者の決裁を受けなければならない。
起案	決裁制度において、原案を文書にすることをいい、起案を担当する者を起案者、起案された文書を起案文書といいます。起案には、收受した文書の内容に従って行う場合と、本市自らの発意に基づいて行う場合があります。 施設管理システムの作業フロー中の起案文書としては「施設使用許可」や「保証金の収入調定」等があり、各種意思決定を行う際に起案します。
公印	公印は、本市の機関が使用する印形又はその印影（電子計算機に記録した印影を含みます。）であって、当該印影を本市の機関が作成する文書に表することにより、当該文書が真正であることを認証することを目的とするものです。 すなわち、公印を押印された公文書が、本市又は本市の機関自らの意思によるものであることを認証し、その責任を明らかにするものです。 【公印規則／第1条の2】 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 公印 市長及び消防長が使用する印形又はその印影（電子計算機に記録した印影を含む。）であって、当該印影を市長及び消防長が作成する文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に表示することにより、当該文書が真正であることを認証することを目的とするものをいう。